

補助金調書

補助金名	保護司会補助金			担当課 (連絡先)	市民局生活安全部防犯・交通安全課 (TEL 711-4054)
交 付 先	■ 団体	福岡市保護司会連絡協議会		区分	その他の補助金
交付先決定方法	■ 非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体は「福岡市保護司会連絡協議会」に限定されており、公募に馴染まないため。				
補助開始年度	昭和39	年度	経過年数	62	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 保護司会の活動が犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、保護司会の経費の一部に対し助成し、もって、本市の地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与するため。 【補助対象事業】 (1) 保護司会活動 「社会を明るくする運動」等の行事や保護観察対象者の社会参加活動等 (2) 広報 機関誌等の作成並びに保護司及び保護司会の活動の広報等 (3) 各保護区保護司会への事業助成費(各保護区保護司会における保護司会活動及び広報を対象とするものに限る)				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回
終期を延長する理由	地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与しており、犯罪や非行の未然防止、改善更生などの目的の性質上、効果を継続し続けることが必要であるため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	■ その他	【補助対象経費】 補助対象事業及び間接補助事業の実施に要する経費のうち、会場借料、資料作成費、消耗品費、物品購入費、旅費、交通費、通信運搬費、諸謝金(講師謝礼等)、機関誌等作成費。 【補助金額の算定方法・考え方】 交付対象経費の10分の5(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。)を上限として、予算の範囲内で市長が決定する。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由】 間接補助受給者が多数存在することから、直接補助とすると、補助金交付事務が増加するため。 【再交付の配分基準・審査基準】 交付対象経費の10分の5(1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。)を上限とする。				
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	3,200 千円	(3,200) 千円	3,000 千円	3,000 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	(1) 犯罪予防活動費 社会を明るくする運動(各区大会、作文コンクール等)等 (2) 広報費 各区機関誌発行等				
補助金交付 による効果	地域での犯罪予防活動、青少年の非行予防活動等及び普及啓発を継続的に行ってきた結果、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与している。				

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。